

5. 同一地区にある各工場の自衛團の團長は、定期に  
會合を持ち、相互に應援する方針を取る。

(ハ)以上の工場自衛團の組織は、我々の分會の根強き指導  
なしには實現されない。各分會は、工場委員會運動と結合  
せしめて、各工場内に工場自衛團を組織することに努力す  
べきである。

—以上—

名古屋市中區若狹町二ノ二

發行人 梅野宗行

(昭和七年七月一日發行)